

介護現場の「困った利用者」にどう向き合うか？

「発達障害」を中心に (たぶんシリーズ1回目) のつづき

精神保健福祉士事務所カンナ 代表 木下秀美
(認定精神保健福祉士、
自閉症スペクトラム支援士:STANDARD)



○「発達障害」と支援

「困った利用者」と思われる筆頭株は、「発達障害」を有するとされる人となるでしょうか。

2005年4月1日に施行された「発達障害者支援法」。

障害者の権利条約、その暫定的国内法である「障害者差別解消法」施行にあわせて2016年に早期発見・適切な発達支援をめざす内容などを盛り込んだ内容に改正されました。

介護保険サービスなどの公的な法内制度においては、基本的にこの法に基づいて「発達障害」を有するとされる人への対応をしていかなければなりません。「発達障害」の定義、支援に関する基本理念、国・地方公共団体の責務、国民の責務、そして改正によって、地域での生活支援、権利利益の擁護、家族などへの支援、民間団体への支援などが明記されているからです。

しかし、この法で定義されている「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」という障害名称なども、新しい精神科の診断基準(医療者が現場で一般的に使っている「DSM-5」)では、総じて神経発達症/障害群とされ、自閉スペクトラム症/障害、注意欠陥多動症/障害、限局性学習症/障害などに変わり、診断の基準も日常の社会生活における困難さをベースとされるようになっていきます。これまでの広汎性発達障害(自閉症、ADHD を包括)やアスペルガー障害などの名称は消滅しています。

支援法が改正され、文科省や厚生省がその改正を啓発する努力をしても、お膝元の学校教育や医療・福祉・介護などの現場では、なかなか理解が進まないのが実情です。これは、なぜでしょう？

「困った利用者」と思う以前に、「発達障害」について考え、理解することが面倒な官民に多数存在する「困った支援者」が減らないから…、と思わざるを得ないのも実情です。

確かに、神経発達症についての理解には「やっかいな壁」があります。例えば「生存バイアス」と言われるもの。昭和～平成を生きてきた私たちはどうしても「フツーは…」[〇〇でないで将来困るよ]といった「狭い許容範囲」をマジメに生きること(それを子どもや他者に求めること)を「美德」と考え、疑問を持たない人が多数おられます。

その認知・思考が、互いを、そして自分自身をシンドウさせていることに、なかなか気づけません。

「みんなちがって、みんないい」を否定する人は少ないでしょう。ではなぜ、この「やっかいな壁」が低くならないのでしょうか？

次号から、いくつかの視点で一緒に考えていきたいと思います。

“高齢者の住まい”アラカルト

第10回 「認知症高齢者と住環境」パートⅣ

今回は、前回「認知症高齢者と住環境」パートⅢ(まとめ)が尻切れトンボ的に終わってしまいその補完として稿を続けたいと思います。

パートⅠからお読みいただいた方は、もう既にお気づきと思いますが、認知症のお年寄りの症状がさらに悪化しないためには極度のストレスを与えないことが重要であり「徘徊」「失禁」等の症状(私は「問題行動」とは言わず、認知症高齢者の人権尊重の立場から「症状」と言っています。)の原因は、生活歴、職業歴を見直す事により必ず発見することができるという事です。そのことが解ればストレスを与えず対処方法(介護・介助方法)も見出すことが可能となります。

現在は多くの施設では、認知症高齢者の介護する家族等に必ず、生活歴や職業歴をインテークの段階で聞き取りを行うのが当たり前になって来ています。

但し、生活歴の中でも、多くの施設では「趣味歴」は項目に入っても「住まい歴」は欠落しているのが通常です。

今後は、どのような住まいに住んできたのか、可能な限り「住まいの間取り図」や住まい内外の写真や住まいの周辺環境が解る地図等がインテークの聞き取り資料に加えることを提唱したいと思います。「住まい」を読み込むことにより「徘徊」「失禁」等の症状の原因と対処方法が見つかる可能性もあるからです。

欧州では「住まいは福祉の基礎」「福祉は住まいで始まり、住まいで終わる」と言われているように人々の暮らしの基盤です。そこでの暮らしには生涯の様々な思い出の宝庫でもあり、認知症高齢者においてもしっかりと記憶に刻まれています。

「住まい」を読み込むことは思い出の歴史を読む事にも通じるはずです。

今回で10回ほど「高齢者の住まい」アラカルトを連載させていただきましたが、4月より例年通り、3大学で社会福祉を学ぶ学生に「居住福祉論」を講義しますので、本業の建築の設計監理の仕事と併せ多忙を極めるために、この寄稿を一旦、休止させていただきます。

是非、皆さんにお知らせしたい研究成果や知識の習得が引き出しに集積できましたら、ご紹介する機会を頂戴したいと思います。

この間、私の拙い寄稿をお読みいただき深く感謝致します。また、皆様との「きょうと福祉倶楽部だより」での再会を楽しみに、しばらくお別れさせていただきます。

尚、「住まい」のことでお悩みのことが御座いましたら、「きょうと福祉倶楽部」の有田さんを通じて、遠慮なくご相談ください。

(とりあえず 終わり)